

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第七号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「（第三項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、会計年度任用職員（次条の規定の適用を受ける会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）について、会計年度任用職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の申告を経て、単位期間（勤務時間条例第四条第三項に規定する単位期間をいう。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振ることができる。

第九条中第一項第十号中「第四条第四項第一号」を「第九条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。